

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 5月16日

広島市長

提出者

住所 広島県廿日市市城内二丁目13番14号

氏名 有限会社 正兼組

代表取締役 正兼博明

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0829-32-7240

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社 正兼組
事業場の所在地	広島県廿日市市城内二丁目13番14号
計画期間	令和 6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 50,000千円(令和6年度)
③従業員数	5名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	各工事現場→収集運搬業者→処分業者 ☆処理の工程 木くず：破碎/圧縮 再生利用 廃プラスチック類：切断/圧縮 再生利用、安定型埋立 ガラスくず及び陶磁器くず：破碎/圧縮 再生利用、安定型埋立 繊維くず：破碎 再生利用 がれき類：破碎/圧縮 再生利用、安定型埋立

別紙1
(廃棄物処理法一産業廃棄物処理計画書)

現状: 前年度(令和6年度)実績量
計画: 今年度(令和7年度)計画量

単位: トン/年

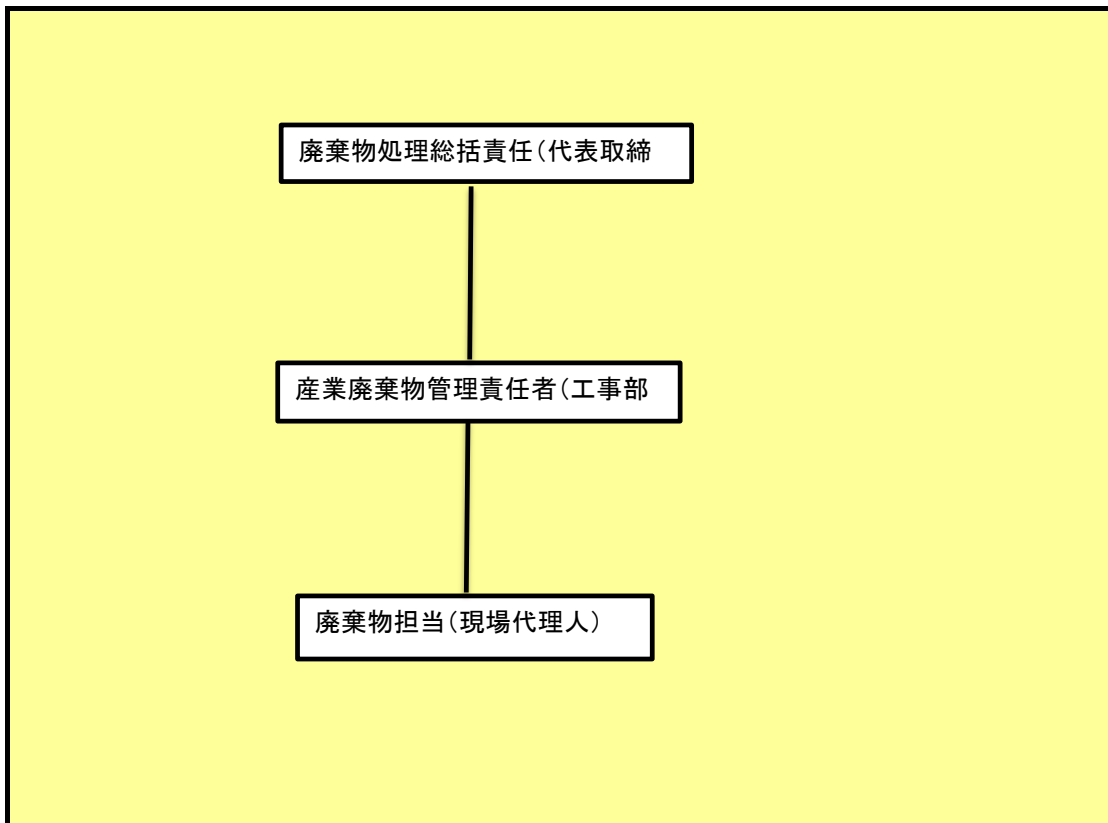
単位: トン/年

産業廃棄物の種類	排出量		自ら再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	現状	計画	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
			現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	24,595	20									24,595	20	1.75	5	5.69	5				
紙くず	0	0			0						0	0	0	0	0	0				
木くず	359,335	340									359,335	340	41,435	60	311.12	350				
繊維くず	8,664	8									8,664	8	0	1	6.92	8				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.3	0.3									0.3	0.3	0.3	0.3	0	0				
紙さい																				
がれき類	1148.44	1000									1148.44	1000	91.76	100	571	700				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
焼石膏ボード	18.26	15									18.26	15	16.56	14	6.72	15				
混合廃棄物	2,988	2									2,988	2	2,988	2	0	0				
石棉含有廃棄物	0.8	0									0.8	0	0	0	0	0				
合計	1563.382	1385.3	0	0	0	0	0	0	0	0	1563.382	1385.3	154.793	182.3	901.45	1078	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	必要量以上の取壊し作業等を抑制する
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も同様に抑制に関する取り組みを行う

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	各現場に一時保管場所を確保し、木くず、繊維くず、廃プラスチック類ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類等種類ごとに分別
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	今後も現状の取り組みを継続する

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	無し
②計画 (今後実施する予定の取組)	無し

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	無し
②計画 (今後実施する予定の取組)	無し

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	無し
②計画 (今後実施する予定の取組)	無し

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	産業廃棄物処理に関する委託契約を締結している マニフェストによる管理と記録の保存
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も現状の取り組みを継続する 優良認定処理業者との委託契約を推進する